

◇特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の見直しについて

1. 条例見直しの理由

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（以下、「国基準」といいます。）に基づき定められた「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（以下、「基準条例」といいます。）は、平成27年4月1日に施行されました。

基準条例では、施行の日から5年以内に見直しを行う旨の規定が設けられているため、令和元年度中に見直しを行います。

2. 基準条例の概要

(1) 独自基準

①記録の整備

国基準	本市基準条例
次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ア特定教育・保育／特定地域型保育の提供に当たっての計画 イ特定教育・保育／特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ウ市町村への通知に係る記録 エ苦情の内容等の記録 オ事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 国の基準のア～オと同様 カ給付の請求に係る諸記録

②市外の地域型保育事業所の確認を行う場合の特例

国基準	本市基準条例
規定なし	市外にある地域型保育事業所について確認の申請があった場合の基準は、その事業所がある市町村の基準を用いる。

③「離島その他の地域」に関する規定

本市は該当しないため、規定を設けていない。

(2) 国基準の改正に対応して基準条例の改正を行っていない規定

①平成29年内閣府令第18号（平成29年3月31日公布、4月1日施行）

（改正概要）

「支給認定証」の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則に規定する通知をもって支給認定の有無等を確認することとする規定を追加

②令和元年内閣府令第7号（令和元年5月31日公布、同日施行）

（改正概要）

ア 代替保育の提供元としての小規模保育事業A型事業者等の追加

市町村は、特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。）による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、

（ア）特定地域型保育事業者と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること

（イ）代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること

という要件を満たすと認める場合には、

- ・特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所以外において代替保育を提供する場合にあつては、小規模保育事業（A型、B型）又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- ・特定地域型保育事業を行う場所又は事業所において代替保育を提供する場合にあつては、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者

を、それぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとする。

イ 卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和

特定地域型保育事業者による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市町村長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとする。

ただし、この場合において、特定地域型保育事業者は、

（ア）利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は

（イ）地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であつて、市町村長が適当と認めるもの

を卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととする。

ウ 満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除

市町村長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとする。

エ 経過措置の5年延長

連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長する。

(3) 国基準の改正が予定されている規定

該当する規定なし

(4) 5年間で期限が到来する経過措置

該当する規定なし

3. 見直しにおける考え方

(1) 上記2 (1) ①～③の規定は現行基準どおりとします。『「離島その他の地域」に関する規定』については、引き続き本市に適用はありません。

(2) 上記2 (2) ①、②の規定は国基準どおりとします。

4. 見直しのスケジュール (予定)

◎6月 子ども育成分科会①

・基準条例見直し案について検討

◎8月 子ども育成分科会②

・パブリック・コメント手続案の検討

◎9月 市議会に報告

・パブリック・コメント手続案を報告

◎10月 パブリック・コメント手続き

◎12月 子ども育成分科会③

・見直し基準条例案の決定、答申

◎3月 市議会に議案を提出